

設 計 書

公益財団法人 広島県下水道公社 福山支所

令和 8・9 年度（2 年分）

福山市箕沖町 1 0 6 番地

芦田川流域下水道芦田川浄化センター

汚泥の有害物質等測定業務

令和 8 年 1 月設計

業務価格 金 円		消費税相当額 金 円		業務委託費 金 円		業務名 芦田川流域下水道芦田川浄化センター 汚泥の有害物質等測定業務		
工種・名称		種 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1 直接業務費	分析費		1 脱水ケーキ (溶出・含有試験)	回	12			第1－1号代価表
			2 脱水ケーキ (含有試験)	回	2			第1－2号代価表
			3 脱水ケーキ (低位発熱量)	回	4			第1－3号代価表
			4 脱硫酸剤及び沈砂、 し澄 (溶出・含有試験)	回	2			第1－4号代価表
			5 ダイオキシシン類測定	回	2			第1－5号代価表
			分析費計					
2 間接業務費	試料採取費		直接人件費	回	14			第2号代価表 脱水ケーキ6回/年＋脱硫酸剤1回/年
			交通費	回	14			第3号代価表 脱水ケーキ6回/年＋脱硫酸剤1回/年
	直接業務費 計							
	諸経費			式	1			人件費*0.878
業務価格								
								千円未満切捨
3 消費税相当額								
業務委託費								

第 1-1 号		金 円	1 脱水ケーキ (溶出・含有試験)					(1回当たり)	
工種・名称	種 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要		
pH			検体	1			6回／年 溶出試験 報告書作成費を含む		
トリクロロエチレン			検体	1					
テトラクロロエチレン			検体	1					
ジクロロメタン			検体	1					
四塩化炭素			検体	1					
1,2-ジクロロエタン			検体	1					
1,1-ジクロロエチレン			検体	1					
シス-1,2-ジクロロエチレン			検体	1					
1,1,1-トリクロロエタン			検体	1					
1,1,2-トリクロロエタン			検体	1					
1,3-ジクロロプロペン			検体	1					
ベンゼン			検体	1					
チウラム			検体	1					
シマジン			検体	1					
チオベンカルブ			検体	1					
カドミウム又はその化合物			検体	1					
シアン化合物			検体	1					
有機燐化合物			検体	1					

[illegible]

第1-4号代価表

第 1-4 号		金 種 別	円	4 脱硫剤及び沈砂、し渣（溶出・含有試験） （1回当たり）				金 額	単 価	摘 要
工種・名称	種 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価		金 額		摘 要	
アルキル水銀化合物			検体	3					1 回/年 溶出試験 報告書作成費を含む	
水銀又はその化合物			検体	3						
カドミウム又はその化合物			検体	3						
鉛又はその化合物			検体	3						
砒素又はその化合物			検体	3						
有機燐化合物			検体	3						
六価クロム化合物			検体	3						
シアン化合物			検体	3						
ポリ塩化ビフェニル			検体	3						
ジクロロメタン			検体	3						
四塩化炭素			検体	3						
トリクロロエチレン			検体	3						
テトラクロロエチレン			検体	3						
1,2-ジクロロエタン			検体	3						
1,1-ジクロロエチレン			検体	3						
シス-1,2-ジクロロエチレン			検体	3						
1,1,1-トリクロロエタン			検体	3						
1,1,2-トリクロロエタン			検体	3						
1,3-ジクロロプロベン			検体	3						
ベンゼン			検体	3						

[illegible]

[illegible]

業 務 委 託 提 出 書 類 一 覧

(公財) 広島県下水道公社

業務名称		芦田川流域下水道芦田川浄化センター 汚泥の有害物質等測定業務				受託社名		
	名 称	様式番号	部数	提出期日	提出日	提出基準	備考	
1	着手届	1	1	契約後10日以内		総て		
2	業務資格証書 (事業者の登録証、環境計量士 登録証、直接的恒常的雇用関 係を証明するもの)の写し	2	1	"		"		
3	緊急連絡先通知書		1	"		"	任意様式	
4	事故発生報告書		1	その都度		"	"	
5	氏名等変更届		1	"		"	"	
6	業務報告書	4	1	試料採取後30日以内 (ダイオキシン類測定 については試料採取後60日以内)		"		
7	業務完了報告書	5	1	業務完了時		"		

仕 様 書

1 業務名

芦田川流域下水道芦田川浄化センター 汚泥の有害物質等測定業務

2 業務の目的

この業務は、芦田川浄化センターから排出する産業廃棄物等（脱水ケーキ・脱硫剤及び沈砂・し渣）について、下水道法第21条の2第1項の規定に基づき測定を行うものである。

3 業務場所

福山市箕沖町106番地

4 業務期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日

5 業務内容（試験項目等については別紙1，別紙2のとおり）

（1）脱水ケーキ含有試験等 6回／年（各偶数月に実施すること。）

*ただし、検査項目によっては、対象検体、検査項目に特例あり。

（別紙1及び設計書参照）

（2）脱水ケーキの低位発熱量の測定 2回／年（6月及び12月に実施すること。）

（3）脱硫剤、沈砂、し渣の溶出・含有試験等 1回／年（実施時期は別途指示する。）

（4）脱水ケーキのダイオキシン類測定 1回／年（10月に実施すること。）

6 業務実施要領

（1）業務の実施前に、別紙「業務委託提出書類一覧」に示す書類を提出すること。

（2）高所作業や危険な作業を伴う検体の採取を行うときには、十分な安全管理を行うこと。

（3）検体採取の日程等については、受託者は委託者の指示に従う。また、検体の採取に必要な器具は受託者がすべて準備すること。

（4）検体の搬送は保冷車を使用するなど、検体の取扱いに留意すること。

（5）測定・分析の方法は関係法令の定める規則・基準及び日本工業規格によるものとし、その他必要な事項については監督員の指示に従うこと。

（6）分析は検体採取後すみやかに行い、分析結果(2部)、分析計算書(1部)を添付した業務報告書をすみやかに提出すること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて監督員と協議して定めること。

別紙1

測定項目

検体	試験項目	検体数	備考
脱水ケーキ	pH	12	溶出試験 6回／年
	トリクロロエチレン	12	
	テトラクロロエチレン	12	
	ジクロロメタン	12	
	四塩化炭素	12	
	1, 2-ジクロロエタン	12	
	1, 1-ジクロロエチレン	12	
	シス1, 2-ジクロロエチレン	12	
	1, 1, 1-トリクロロエタン	12	
	1, 1, 2-トリクロロエタン	12	
	1, 3-ジクロロプロペン	12	
	ベンゼン	12	
	チウラム	12	
	シマジン	12	
	チオベンカルブ	12	
	1, 4-ジオキサン	12	
	六価クロム化合物	12	
	カドミウム又はその化合物	24	溶出試験・含有試験 6回／年 (ただし、シアン化合物、有機リン 及びアルキル水銀については溶 出試験のみ、クロムおよびその化 合物については、含有試験のみ行 う)
	シアン化合物	12	
	有機リン化合物	12	
	鉛又はその化合物	24	
	砒素又はその化合物	24	
	水銀又はその化合物	24	
	アルキル水銀化合物	12	
	ポリ塩化ビフェニル	24	
	クロム又はその化合物	12	
	セレン及びその化合物	24	
	銅又はその化合物	12	含有試験 6回／年(ただ し、遊離シアンについては、1回/ 年)
	亜鉛又はその化合物	12	
	ニッケル又はその化合物	12	
	遊離シアン	2	
	強熱減量	12	
	含水率	12	
脱水ケーキ	低位発熱量	4	2回／年
脱水ケーキ	ダイオキシン類(コプラナーPCB を含む)	2	1回／年

検体	試験項目	検体数	備考
脱硫剤・沈砂・し渣	アルキル水銀化合物	6	溶出試験 1回／年
	水銀又はその化合物	6	
	カドミウム又はその化合物	6	
	鉛又はその化合物	6	
	砒素又はその化合物	6	
	有機リン化合物	6	
	六価クロム化合物	6	
	シアン化合物	6	
	ポリ塩化ビフェニル	6	
	ジクロロメタン	6	
	四塩化炭素	6	
	トリクロロエチレン	6	
	テトラクロロエチレン	6	
	1,2-ジクロロエタン	6	
	1,1-ジクロロエチレン	6	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	6	
	1,1,1-トリクロロエタン	6	
	1,1,2-トリクロロエタン	6	
	1,3-ジクロロプロペン	6	
	ベンゼン	6	
	セレン又はその化合物	6	
	1, 4-ジオキサン	6	
	チウラム	6	
	シマジン	6	
	チオベンカルブ	6	
	n-ヘキサン抽出物質	6	含有試験 1回／年
	含水率	6	

別紙2

汚泥等(溶出試験)における定量下限値

試 験 項 目	定量下限値 (mg/L)
シアン化合物	0.1
アルキル水銀化合物	0.0005
有機リン化合物	0.1
カドミウム又はその化合物	0.003
鉛又はその化合物	0.01
六価クロム化合物	0.02
砒素又はその化合物	0.01
水銀又はその化合物	0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	0.002
1, 4-ジオキサン	0.005

※ 定量下限値は表中以下の値とする。

汚泥等(含有試験ほか)における定量下限値

試 験 項 目	定量下限値 (mg/Kg)
カドミウム又はその化合物	0.05
鉛又はその化合物	0.2
砒素又はその化合物	0.5
水銀又はその化合物	0.01
ポリ塩化ビフェニル	0.01
セレン及びその化合物	0.5
銅及びその化合物	0.2
亜鉛及びその化合物	1
クロム及びその化合物	1
ニッケル及びその化合物	0.2
遊離シアン	5
水分含有量	0.1 (wt%)
強熱減量	0.1 (wt%)
低位発熱量	10 (kcal/kg)

※ 定量下限値は表中以下の値とする。

令和8・9年度サンプリング日程

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
脱水ケーキ	○	○	○	○	○	○
脱 硫 剤	日程については、別途指示する。					
沈 砂					○	
し 渣					○	

12月を基本とし、
変更がある場合
は別途指示する。

注意:10月はダイオキシン類測定用検体のサンプリングあり